

平成28年第3回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成28年9月6日（火曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	桐戸博康君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	伊澤正美君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
総務部次長	都築幹浩君	住民こども部次長	志賀光浩君
兼総務課長		兼こども課長	
健康福祉部次長	山下明美君	健康福祉部次長	藪田芳秀君
兼福祉課長		兼健康課長	
環境経済部次長	鳥居栄一君	建設部次長兼	伊澤勝一君
兼産業振興課長		区画整理課長	
教育部次長兼	羽根潤闔志君	消防次長兼	長坂好雄君
学校教育課長		消防署長	
会計管理者	林敏幸君		
兼出納室長			

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りをいたします。

昨日に引き続き、議会だより用の写真撮影をするため、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 御異議なしと認めます。

よって、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことを、許可することに決定いたしました。

写真撮影は、質問者を随時、撮りますので、よろしくお祈りをいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長（浅井武光君） 本日、説明のため、出席を求めた理事者は、21名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

本日、一般質問終了後、議会運営委員会を開催いたしますので、御了承願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、14番、伊藤宗次君、15番、水野千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は、1人30分以内とし、質問回数制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭に、質問内容は、通告の範囲を超えないようお願いをいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告順に従い質問を許します。

15番、水野千代子君の質問を許します。

15番、水野君。

○15番（水野千代子君） おはようございます。

議長のお許しをいただき、通告順に質問をさせていただきます。

大災害時の対策などについて、お聞きをします。

東日本大震災から5年過ぎている現在も避難生活者は、約17万8,000人、うち、福島県の避難者9万8,000人で、ことし4月発生の熊本地震避難生活者は7月10日現在で4,966人と厳しい生活を余儀なくされている現状があります。

大震災が危惧されている中で、災害が発生した場合、被災者の援護を効果的に実施するための基礎となる台帳が必要となり、その台帳を被災者台帳といいます。

この被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済むなど、被災者の負担軽減が期待されております。

このため、近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震など、大規模災害のみならず、災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつあります。

そして、この台帳は、災害対策基本法第90条の3、第1項において、市町村の長が作成することとされております。

内閣府において、平成26年度被災者台帳調査業務報告書をまとめ、地方自治体に対して、先進事例集、導入支援実証報告及びチェックリストを提示しております。その内容について、お伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員御質問の平成26年度被災者台帳調査業務報告書、こちらにつきましては、被災者台帳に掲載すべき項目、それから、先進事例、導入支援などをとりまとめることにより、地方公共団体における情報の共有化を図り、適切な被災者支援及び地方公共団体の事務の効率化、それから、迅速化を推進することを目的に、内閣府防災担当が実施しました調査の報告書でございます。

被災者台帳の先進事例といたしましては、岩手県釜石市を初め、1区6市1町の8団体の取り組み、及び、都道府県の取り組みとして岩手県、東京都、新潟県、これらの事例が紹介をされております。

また、導入支援実証につきましては、公募により、東京都府中市、東京都八条町、福井県福井市が採択をされ、被災者台帳に関する情報共有のための組織づくり、ルールづくりのためのアドバイザーの派遣などの支援の状況といったものが、報告をされております。

また、チェックリストにつきましては、市町村が被災者台帳を作成する上で、留意点や標準的な項目、こういったものがチェックリスト形式で掲載をされているもので、この報告書は、市町村が被災者台帳を作成し、または、システム化する上で、参考となる事項が数多く記載されているというものでありまして、本町も大いに参考とするべき報告内容であると考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 本当にこの内閣府の防災担当のほうから出されているこのチェックリスト等々、やはり、参考にさせていただきたいということを思います。

1995年の阪神淡路大震災で、壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自で開発したシステムで、現在は、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターで、全国の地方公共団体に無償で公開、提供をしております。

この被災者台帳、被災者支援システムの導入している全国、また、県内の市町村の現況をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） このシステムの導入でございますが、先ほどの平成26年度の被災者台帳調査業務報告書の調査結果によりますと、被災者支援システムを導入している団体は、97団体となっております。

主に、阪神淡路大震災や東日本大震災で被災された団体が導入しているというふうに聞いております。

申しわけございませんが、県内の導入状況については、不明ではありますが、近隣では、岡崎市が導入しているというふうに聞いております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 大災害が起きたところは、当然、こういうシステムを導入しているのかなというふうに思うわけであります。

このシステムは、住民基本台帳のデータをベースに、被災者台帳作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理していく、これによって、被災者支援の効率化、被災者支援業務の適正化、及び、公平性を図ることができると考えております。

このシステムの特徴は、家屋被害だけではなく、被災者を中心に捉えている点ではないかというふうに思っております。

新たな設備は、特に必要はございません。運用にあっては、難しいものではないと言われております。

自治体からの要請があれば、被災者支援システム全国サポートセンターから講師が派遣することも可能であるということを知っております。

本町に被災者台帳、被災者支援システムの導入のお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 被災者台帳や、被災者支援システムにつきましては、災害時の被災者支援を総合的、かつ、効率的に行うことを目的とするものであることから、内閣府のホームページによる被災者台帳の様式例、これらを参考にしつつ発災時の公平で円滑な支援活動を実現するために、今後も研究を進めていきたいと考えておりますが、こちらのほうの導入につきましては、多額の費用もかかるということで、すぐに導入は困難でありますということで、代替案を含め、今後、研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 多額の費用がかかるということでございますが、大体、算定では、どのくらいかかるというふうに予想されているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） こちらのシステムにつきましては、システム自体は無料で提供をしていただけるということでございますが、住民基本台帳、こちらとのデータの連携、こういったもので多額の費用が必要となってくるということでございまして、防災減災の連携研究会で報告された事例で見ますと、市町村のシステムによっても変わるのでございますけれども、1,500万円から3,000万円ぐらいの費用がかかるというふうに聞いて

おります。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 多額の費用ということでございますが、やはり、人命、または、公平で公正な義援金のお渡しだとか、罹災者証明、そういうことを考えると、やはり、私は、これの導入も考えていって研究していただきたいというふうに思うところでございます。

例えば、仮に、民間企業に導入支援を委託したとしても、20万円から約50万円弱というふうに聞いております。

これは、平成23年当時の埼玉県の桶川市では、約21万円だったということです。また、福井県の敦賀市では、約46万円だったということも聞いております。被災後の町民生活の迅速の再建のためには、私はシステムの導入は必要ではないかなというふうに考えております。

この被災者システムの導入に当たっては、私も平成23年6月議会で提案をいたしました。また、その後、平成26年12月には、酒向議員が提案をされております。

そのとき、両答弁には研究するということがございますが、その後、どのように研究をされてきたのかということをお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） このシステムに関しましては、平成26年2月に西三河9市1町の防災減災連携研究会におきまして、西宮市災害支援システムのデモンストレーション、及び、導入検討、こういったものを行いました。

ただ、こちらのシステムの場合、不具合が生じた際には、もともと西宮市によって開発されたシステムでございますので、西宮市にサポートを依頼するということになりまして、迅速性に欠けるというような問題点も指摘をされており、また、マイナンバー制度の導入もあり、慎重な取り扱いが必要であるということでございます。

被災者台帳を事前に検討することは、必要かつ重要な事項であるというふうには考えております。

先ほども説明しましたがけれども、住民基本台帳との連携、こちらにつきましては、予算面やシステムの管理、個人情報保護など、難しい面もたくさんあるということございまして、この被災者台帳を事前に整備するということにつきましては、重要で必要性が高いということもございますので、内閣府のほうで、被災者台帳の形式をエクセル形式で公表しているというものがございますので、このファイルを幸田町版に編集することによりまして、事前にエクセル形式での台帳というものをつくっておいて、実際の発災時にはそれを活用すると、ここまでのシステムは、ちょっとないですけども、そういった形でデータ管理ができる、そういったものをとりあえず対応していきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） いろんな内閣府のほうも、その後、研究をされているということは承知をしております。

不具合があったときも、当時は多分、西宮というのは、ところからだったというふう

にと思いますが、今では、全国のサポートセンターというところもございまして、私は、これは、もう少し早くすぐ、もし、何かふぐあいがあったときには、すぐ来ていただけるセンターではないかなというふうに思っておりますので、これも本当に研究をしていただきたいと思いますというふうに思います。

住民を守るためにも、ぜひとも研究をさらに続けていっていただきたいというふうに思います。

災害時には、自治体の公正公平で、迅速な生活再建支援、業務を強力にサポートするものでございます。

このシステムは、サブシステムとしてもたくさんございます。

例えば、倒壊家屋の管理システムや、復旧復興関連システムなどもこのセンターは追加をされておりますし、避難行動要支援者関連システムも可能ということも聞いております。

ぜひとも、検討、研究して行って、導入されることを期待をしたいというふうに思っております。

その点については、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われるように、全国のサポートセンター、そういったものも現在できているということで御指摘のほうもいただきました。

できれば、そういったシステムのほうも導入のほうを研究をしていきたいと思っておりますが、まず、当面は、先ほど説明いたしました内閣府のエクセル形式、そういったものでいつ発災が起きてもいいように、まず、準備だけはして、その後、そういったものの研究も引き続き行っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 内閣府のエクセル形式を研究するというところでございますので、これは、しっかりと研究していただきたいと思いますというふうに思います。

本当にこのシステムを導入すると、建物被害の調査をまずやって、調査票でターカーをして、罹災者証明もすぐに発行できる。また、支援者台帳で支援の受給もできるということでございます。

それによって、生活の再建が早くできるという、こういうシステムの流れでございますので、しっかりと研究をしていっていただきたいし、内閣府のエクセル形式のほうもしっかりと研究をしていっていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、国土強靱化地域計画について、質問をいたします。

東日本大震災の教訓を機に、平成25年12月に公布・施行された国土強靱化基本法では、その第4条において、地方公共団体の責務を明記するとともに、その第13条において、都道府県・市町村は、国土強靱化地域計画を策定することができると明記をされております。

この国土強靱化地域計画は、今後、どのような災害が起こっても、被害の大きさ、それ自体を小さくすることが期待をされております。また、計画策定後は、国土強靱化に

係る各種の事業が効果的にスムーズに進捗するように期待ができます。

国は、平成27年1月に国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組みに対する関係府省庁の支援を決定をしております。これは、社会資本総合整備事業や、防災・安全交付金、また、消防庁所管の補助金などにおいても支援が講じられるということになっております。

愛知県では、平成27年8月に国土強靱化地域計画を策定し、平成28年3月に拡充をされております。

その内容について、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 愛知県の地域強靱化計画につきましては、愛知県の地域特性等の分析、それから、地域の強靱化と地域の活性化の調和、それから、愛知県内の脆弱性の評価、推進施策などが記載されているというものでございます。

このうち、地域強靱化と地域活性化の連携など、中部圏の産業競争力を維持する取り組みは、本町も大いに参考すべき内容だというふうに考えております。

また、国土強靱化基本法の第9条で掲げられている方針のうち、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価につきましては、防災・減災の施策推進には、必要不可欠な考え方でございます。

その基本的な考え方は、さまざまな施策に取り入れていくべきだというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） この計画、愛知県の計画は、県民の生命・財産を守り、また、県民生活や地域の産業を守る、そのために迅速な復興、復旧をするための計画なのかなと思うところでございます。

全県では、国土強靱化地域計画は、策定をしておりますが、その現況と、愛知県内の策定の現況をお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） こちらにつきましては、内閣官房のホームページを見させていただきましたけれども、国土強靱化地域計画につきましては、全都道府県で計画を策定中であり、そのうち、策定済みが32都道府県、策定中が15府県となっております。

市区町村では、札幌市を初め、20の自治体で策定がされておることとございます。

愛知県内では、名古屋市と田原市が策定済み、また、豊橋市、豊川市が策定予定とされておまして、東三河地区では、現在、進められているという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 全国の県は既に策定をしているということとございます。

その後、県が策定済みでありますので、それぞれの県の市町、市町村がこれで進んでいくのかなというふうに思っております。

愛知県のほうも名古屋は県と同様に同時ぐらいにつくられたということとございます。田原も早い時期につくられたということと聞いております。今後、豊橋、豊川が予定

をとということでございますが、これも策定されるのかなというふうで思っているところでございます。

ぜひとも、県がつくられた計画でございますので、やはり、私は、これは市町村、自治体も幸田町も考えていくべきではないかなというふうに思うわけでございます。

この国土強靱化地域計画の策定については、今後、発生するであろう大規模災害などから、住民の生命、財産を守ることを最大の目的として、そのための事前の備えを効果的かつ効率的に行うとの観点から、私は、これは、早急に策定し、公表すべきではないかなというふうに思うわけでありますが、本町の考えをお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われるように、この国土強靱化地域計画、今、進み出しているということでございます。

先ほど、議員からお話がありましたが、田原につきましても、ことしの4月に策定をしておるということでございますので、幸田町も今後の検討になってくるかとは考えております。

本町の保有します防災に関する計画等につきましては、幸田町の地域防災計画、これを初め、避難勧告等の判断、伝達マニュアル、それから、避難所の運営マニュアル、幸田町職員災害時初動マニュアル、それから、幸田町建築物耐震改修促進計画、こういったもの、さまざまございます。

強靱化地域計画は、それらの各計画書の最上位計画に位置づけられるものというものでございますので、その策定には、既存の計画書との整合性、こういったものが求められるというものでございます。

また、国の国土強靱化地域計画や愛知県の計画との調和、これらも図られたものではないということになっております。

一方で、この幸田町役場におきます事業継続計画、BCPの関係でございます。これは、災害廃棄物の処理計画、これらにつきましては、早急に作成をしなければならないという計画でもございます。

強靱化地域計画は、早急に策定をすべきであるという認識はもちろんでございますが、まず、発災時に早急に必要となるBCP、こういったものを優先課題というふうに、現在は捉えております。

強靱化地域計画の策定は、その後、近隣市の状況も踏まえつつ策定へと進めていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） BCPにつきましては、先の議会でも私も質問をさせていただいて、今後、取り組むということでございます。この計画はこの計画で、私は進めていただきたいというふうに思います。

幸田町も地域防災計画を改正し、よりいいものをできていることも承知をしているところでございます。

地域防災計画は、地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応を行うための計画でございます。

地域強靱化計画は、どんな自然災害が起きても機能不全に陥らず、最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な地域を事前につくり上げていく、そのために国は交付金、補助金を出しますよという、こういう計画でございます。

ということで、本町の脆弱な分析評価、本町は、こういうところが、こういう地域が脆弱だから、これをいち早く災害が起こる前に工事をして直して、自分たちの地域を守っていくのだという、そういう計画であるというふうに思っております。

本町の脆弱性を分析評価をし、脆弱性を克服するための対応策を検討していった課題解決のための重点的、優先順位をつけて計画をしていくという、こういうことではないかなというふうに思っております。これが、必要ではないかなというふうに思っております。

本町の脆弱性は、どのようなところだなというふうに考えておられるのかをお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 幸田町の脆弱性ということでございます。

この国土強靱化地域計画では、8つの事前に備えるべき目標と、45の起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオでございますけれども、これが記載されていると。

愛知県の地域強靱化地域計画では、これらの国土強靱化地域計画に記載されました目標、及び、リスクシナリオをもとに、愛知県の地域特性等を踏まえて8つの事前に備えるべき目標と44項目のリスクシナリオ、こういったものが設定をされているということでございます。

幸田町の地域特性、こういったものを鑑みた場合、人命の保護を最大限図るためには、例えば、一般住宅の耐震化、及び、家具固定の推進、こういったものが急務であろうというふうにも思っております。

また、古くから幸田町が悩まされてまいりました水害について、広田川などの河川の強化、それから、国土交通省が発表いたしました矢作川の氾濫被害に対する備え、それから、ため池の耐震化など、水害に備えることも重要であり、これが本町の脆弱性の一例であるというふうには考えております。

これらを含めまして、さまざまな事前想定が必要となってくるということでございまして、地域強靱化計画を策定する際は、多種多様な視点での検討が必要であるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 国の基本法、また、県のほうの計画、これらをしっかりとまた研究をしていただきたいというふうに思うところでございます。

災害時などに、防災・減災などの効果を発揮するだけではなく、私は、この計画は平時から備えておくことによって、町民の生命・財産を守り、持続的な社会の構築、また、地域の活性化に役立つものでございます。

私も早くこの国土強靱化地域計画の策定を、再度、申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、自殺防止対策について、お伺いをいたします。

平成28年4月1日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律において、自殺予防週間を9月10日から9月16日までとし、国、及び、地方公共団体は、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとするのが、新たに規定をされております。

我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続で3万人を超える状態が続いていましたが、平成22年以降から、減少傾向にあります。

平成24年には、15年ぶりに3万人を下回りました。しかし、平成27年警察庁の調べでは、依然として年間2万4,000人以上の人がみずから命を絶っているのが現状でございます。

中でも若年層の自殺者数の減少幅は、他の年齢層に比べて小さく、若年層に対しては、これまで以上に自殺対策強化を図っていくことが求められております。

20歳未満の自殺原因は学校問題、20代と30代は健康問題が最も多く挙げられております。

また、平成24年1月に、内閣府が実施した意識調査によると、自殺したいと思ったことがあると答えた人の割合は、20代が最も高くなっております。

こうした状況から、平成24年に自殺総合対策大綱の全体的な見直しが初めて行われ、この年の8月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定をしております。

この見直し後の大綱で、具体的な施策として、若者層向けの対策や、自殺未遂者向けの対策を充実すること、「地域レベルの実践的な取り組みを中心とする自殺対策への転換を図る必要性」、「国、地方自治体、関係団体、及び、民間団体等の取り組み相互の連携・協力を推進すること」などを強調しております。

平成28年度までに、平成17年と比べて20%以上減少される目標を掲げております。

国・県・町の現況をお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 国土強靱化地域計画につきましては、議員が言われるとおり、平時からの備えは非常に重要であるということはもちろんでございますので、住民の命を守るための事前防災、減災に引き続き努め、この計画についても検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 自殺対策についての御質問でございます。

特に、現在の目標における国・県・町の現況ということでお問い合わせでございますけれども、自殺者数につきましては、警察庁と厚生労働省の発表のデータが2つございまして、福祉部といたしましては、厚生労働省発表のデータをもとに報告をさせていただきたいと思っております。

平成28年度の目標ということでございますけれども、国全体では、平成17年度の自殺者数は、3万553人で、20%減ということでございますので、目標は、2万4,442人ということになります。

最新のデータで、平成26年度になりますけれども、国の全体の自殺者数は、2万4,417人で、目標よりも下回っているという状況でございます。

愛知県では、平成17年の自殺者数は、1,466人で、目標は1,172人になります。

平成26年度の自殺者数は、1,290人で目標に達していないというようなことでございます。

幸田町では、平成17年の自殺者数は6名で、目標は4名ということになります。

平成26年度の幸田町の自殺者数が4人でありますので、目標以下ということになっているわけでございますけれども、全国的には3万人いた自殺者数が、現在では、2万4,000人台に減少し、平成28年度には目標を下回るのではないかという見込みをしているわけでございます。運動の成果であるとも言えますけれども、この目標は、全国でいけば2万4,000人、幸田町でいえば4人の自殺者がいてもいいと、こういう数字ではなくて、あくまでも自殺の撲滅というのが目標でございますので、それに向けて運動しているというところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 全国的にも減少傾向にあるということは、やはり、地域、また、各種団体が取り組んできたのかなというふうに思うわけでございます。

県は、目標が目標値よりも多いということでございます。県のほうもこの数字に関しては、しっかりと受けとめているのではないのかなというふうに思います。

町に関しても、一応、目標は達成したと。今、部長が言われましたように、その目標が達成したからいいのではなくて、やはり、これはゼロにするのが目標なのかなというふうに思っておりますので、これについては、今後、きちんと注目をしていきたいなというふうに思っております。

平成27年中の交通事故死者数は、全国は4,117人、愛知県では213人で、ワーストワンでございます。この数字は、大変大きな数と受けとめております。

国・県・市町村において、交通死亡事故ゼロの日などは、啓発運動で交通事故死を起こさないように、町民全員で呼びかけているというところでございます。

半面、全国の自殺者数は、今、部長は厚生労働省の数を言っていただきました。私は、ちょっと警察庁のほうで調べてまいりましたが、若干、数字は少し違っておりますが、よく似た数字でございますので、私のほうは警察庁の調べで数を言わせていただきますが、反面、全国の自殺者数は、2万4,025人、愛知県は、1,301人と交通事故死者数の約6倍強に当たる数でございます。これは、深刻な問題でございます。

本人が悩み、自殺まで考えていることは、本人が話してくれなければわからない、話もしたくないと思っているかもわかりません。周りが少しでも気づいてあげられれば助かる命であったかもございません。本町の相談体制、啓発活動は、どのように行っているかお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 幸田町の相談体制、啓発活動の御質問でございます。

幸田町の自殺対策の活動でございますけれども、まず、福祉課、社会福祉協議会、包

括支援センター、相談支援事業所、民生児童委員等によりまして、相談を随時受け付けているというところでございます。

また、平成27年度は、傾聴ボランティア養成講座に職員を参加させまして、相談活動の基礎を学んでいるところでございます。

啓発活動に関しましては、年1回ではありますけれども、愛知県及び西尾保健所と共同でJR幸田駅で自殺予防街頭キャンペーンを実施し、啓発物品を配布いたしました。

なお、民生委員や地域住民を対象に自殺予防の関する講演会や講座等の実施をしているところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 相談体制はさまざまな窓口で行っているところと聞きました。平成27年から傾聴ボランティアのほうも出しているということでございます。

啓発活動については、年に1回幸田駅前だったと思いますが、キャンペーンをやっているということでございます。

私もこの幸田駅でキャンペーンをやっているときに、たまたま遭遇をいたしまして、民生委員の方たちが一生懸命声をかけてチラシ等を配っていたということをお見受けいたしましたが、やはり、そういう啓発活動を、たびたび行っていただきたいなというふうに思うところでございます。

それから、先ほど申しましたが、自殺対策基本法の一部改正で、新たに規定をされた啓発活動を広く展開する、また、それにふさわしい事業の実施というふうにございます。

町としては、今まで、先ほど、今言われましたような相談窓口、啓発活動をやってみえましたが、新たな事業の実施というものは、どのようなものがあるかということをお聞かせを願いたいと思います。

また、若年層を初めとする自殺の原因分析、また、自殺防止の本町としての強化策が、こういうことをやっていったら、今まで以上にこれをやっていけばいいかなという、そういうお考えがあるかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） まず、自殺の原因、分析等でございますけれども、実は、情報がなかなか、個人情報との関係で町のほうに理由等が入ってきておりませんので、分析というふうには至っていないところでございます。

ただ、全国的な数字につきましては、これは警察庁の数字でございますけれども、分析がされておまして、平成27年度の数字でございますが、19歳以下の少年につきまして、全体の自殺者数の2.3%であると、それから、20歳から39歳まで、この階層では、22.6%が占めている、それから、40歳から59歳までが33.5%である、60歳から79歳が、30.9%である、80歳以上が10.2%であるという死亡者全体の年齢別の階層が示されているわけでございます。

理由といたしましては、健康問題が一番多くて49.5%の理由になっております。それから、家庭問題が14.8%、経済、生活問題が16.6%、先ほど、少しありました学校問題、これが1.6%、その他、勤務問題ですとか男女問題を含めまして、その

他で17.5%というような全国のデータが警察庁のほうから示されているところでございます。

本町におきましても、これが全く幸田町に当てはまるかどうかはちょっとわからないところでございますが、こういう傾向を十分に把握した上で、今後の自殺対策を進めていきたいと、このように思っているところでございます。

自殺防止対策につきましては、所管をいたします西尾保健所との連携を強くする一方で、町の相談業務に加え、保健所、愛知県精神保健福祉センターが実施している相談窓口や電話相談の愛知こころホットライン365のPRを積極的に行っていきたいと思っております。

また、町の事業といたしましては、今年度は、みずから自殺の経験をお持ちという方で、うつ専門カウンセラーとして活躍されている方を講師に招きまして、自殺対策講演会を年明けの1月20日に中央公民館で開催をするなどの活動の強化を図る予定でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） やはり、自殺される方の原因はそれぞれでございます。

確かに、今、部長が言われましたように、若年層は2.3%、39歳前後の方は22.6%、それぞれ今年代別で言われました。これのパーセントは、実際、少しずつは全国的に見ますと、下がっているわけでございます。ただ、若年層の人たちは、一番初めに申しましたように、なかなか減ってこないというか、それは、幅が少ない、これが、今、問題ではないかなというふうに思っております。

今、本当に町といたしましても、広報こうたのほうでも、心の病とか、心の健康とかいう相談もやっている、これも毎月、お知らせをしてくださっていますし、また、県のほうでも今言われました心の健康のホットライン、こういうダイヤルもきちんとホームページのほうに出ておりますので、この辺については、しっかりとやっていただいているのかなというふうに思います。

講演会のほうも、今後、予定ということでございますので、やはり、この講演会に参加される方を、参加していただけるように、多くの人に聞いていただけるように、やはり、これは、しっかりと周知をしていっていただきたいというふうに思うわけでありませぬ。

家族や知人など、身近な人が何かいつもと違うなと気づくことが大切であります。悩んでいる人に気づき、声をかけ話を聞いて、必要な支援につなげ見守る人をゲートキーパーといいます。ゲートキーパーの役割は、心理的、生活上の問題、健康上の問題などを抱えている人、自殺の危険を抱えた人たちに気づき、適切にかかわることです。

ゲートキーパーになるには、特別な資格は必要ありません。相談窓口、保健師、民生委員、保健推進委員さんなどの立場の人がゲートキーパーになっていただくことが望ましいのかなというふうに思うわけですが、本町は、どのような人が研修を受けているのか、この研修があるのか、ないのか、その辺についてお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 研修に関する御質問でございます。

まず、ゲートキーパーにつきましては、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ見守るなどの適切な対応を図ることができる人のことで、いわば命の門番とも位置づけられている人のこととさせていただきます。

平成20年代の前半には、国によりゲートキーパー養成講座が開催されておりましたが、現在では、自殺関連事業が県や市町村に移管されたことによりまして、県や市町村で講演会など啓発に取り組んでいるというところとさせていただきます。

ゲートキーパーにつきましては、登録制ということではありませんので、過去の研修修了者等の実態については、把握できていないところとさせていただきます。

しかし、ゲートキーパー、そのものの理念につきましては、現在も検証されているところとございまして、西尾保健所が開催する自殺未遂者支援地域連絡会議に職員を参加させ研修を行う一方、民生児童委員、及び、地域住民に向け自殺関連の講演会、講座を開催し、自殺予防に関する知識向上、ゲートキーパーになり得る人材の育成を図っているところとさせていただきます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 先ほど言いましたように、このゲートキーパーになる人たちは、別に特別な資格もありませんし、養成もこういうゲートキーパーのことを養成をするためのきょうは会合ですよだとか、講座ですよとか、そういう意味合いで行っているものでは幸田町はないのかなというふうに思うわけでございます。

やはり、それぞれの、例えば、講習会を聞きにいった、講演会を聞きにいった、そういう人たちが、きょうのこの講演会を聞いて、私はゲートキーパーになるのだという、そういう意識づけが私は大切ではないのかなというふうに思うわけでございます。

そうしないと、やはり、講演会を聞いただけでよかった、それだけで、私は、悩んでいる人を見つけて声をかけて支援につなげるまではいかないのかなというふうに思っておりますので、やはり、私はきちんとゲートキーパーになるためのきょうはこれこれだよ、きょうは、こういう会合だよということを、私はきちんと打ち出させていただいて行っていただけると、やはり、皆さんがそれを聞いた人が、じゃあ、私はきょうは聞いたから、私はこうやっている人とかかわっていくのだという、私は、それは意識づけになるのではないのかなというふうに思うわけでございます。

その辺について、お聞かせを願いたいと思います。

それから、内閣府のホームページには、あなたもゲートキーパーになりませんかというものと、誰でもゲートキーパー手帳などというものが出ておりまして、それは、誰でも印刷ができるようになっております。

それで、心得が学べます。また、ゲートキーパー養成のDVDや養成研修用の資料などの情報も提供をさせていただきます。

ぜひ、手帳の配布や研修会を通して、やはり、ゲートキーパーとしての意識をもって気づきに協力してもらって活用してもらおう、その辺については、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ゲートキーパーとしての意識づけということでございます。研修を各種開催させていただいておりますけれども、やはり、議員が申されるとおり参

加する方の意識、これが研修を受ける上で非常に重要なことになると思いますので、今後、研修を進める上で、ゲートキーパーとして、また、自殺防止をするというような強い意志を持っていただいた方々をふやすという形の内容にしていきたいと思いますし、また、言われましたゲートキーパー手帳につきましては、ホームページでも開示をしておりますけれども、役場の窓口のほうにも少しであります但置いてございますので、そのような活用も今後していきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、そうやってゲートキーパーとしての私はこういう人なんだということを意識づけをしていただいて、自分の近くの人、家族も含めてですが、やはり、そういう意識づけの人をたくさんつくるのが、私は、これは、先ほどいった4人からゼロになるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、若者、子どもの自殺は深刻でございます。

さいたま市は、子どもの自殺予防に向けて、全国に先駆けて2013年度から、全中学校教員にゲートキーパー研修を実施をしております。

また、ここは、全小学校教諭への研修もスタートさせるとしております。

全ての教員が子どもたちの命の門番として、初期の対応ができるスキルを身につけることが目的でございます。

本町にあっても、この中学校、小学校教員のゲートキーパー研修を実施してはいかがでしょうか、お聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 御提案をいただきましたゲートキーパー養成の教職員研修についてでありますけれども、自殺総合対策大綱の中にも、早期対応の中心的役割を果たす人材ということで、教職員に対しましても、その普及啓発の実施に努めなければならないというふうな位置づけもございまして、また、今、さいたま市の例を示しをいただきました。

また、他の自治体での取り組みも進んできているようでもあります。

教職員の資質向上研修につきましては、本町でも現職教育や、各校のいじめ、不登校対策委員会にて従来より取り組まれておるところでありますけれども、これにゲートキーパー養成の観点も取り込み、研鑽に務めていけたらというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、教職員の皆様は、大変お忙しいかというふうに思いますが、子どもたちの命を守る門番として、やはり、先ほど言いましたように意識づけがしていただければ、やはり、子どもたちを見る目も違ってくるのかなというふうに思いますので、ぜひとも行っていただきたいというふうに思います。

それから、死にたいと考えている人自身も生きたいという本心との間で激しく揺れ動いているというふうに思います。自殺に至る前に、何らかのサインを出していることが多いと言われております。

自殺は、その多くが防げることのできる問題でございます。

愛知県の平成27年に20歳未満の自殺者数は35人、平成26年は37人、平成25年は31人と全体的には減少傾向であるにもかかわらず、初めに言いましたように、減少幅は小さく、深刻な問題でございます。

愛知県教育委員会では、中学生、高校生、保護者用に自殺予防啓発リーフレットを作成をしております。

本町としては、どのような活用をしているのか、お聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） このリーフレットにつきましては、平成28年1月に愛知県教育委員会より、気づいて寄り添いつながる命というリーフレットが配布をされましたので、町内全中学生、及び、保護者に対して、その自殺予防学習に役立てるということもありまして、各家庭のほうに配布をしたところであります。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 県のリーフレットを、早速、活用していただいて、全中学生と、また、保護者にも配布をしていただいたということで、これは、本当に感謝をしているところでございます。

その旨も、やはり、1枚紙を配布するのではなくて、やはり、ゲートキーパーとしての思いもちょっと入れていただいて、やはり、私は、これを入れていっていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

それから、先ほども言いましたが、内閣府が提供しておりますゲートキーパー手帳なども生徒たちに活用してもらえるようにしてほしいというふうに思います。

こういうゲートキーパー手帳、こういうものでございますが、これもホームページですぐ出てまいりますので、これを子どもたちに配って、気づき等、細かく出ておりますので、これもやはり生徒たちに配っていただけたらありがたいかなというふうに思います。

毎年3月は、自殺対策強化月間でございます。これに間に合うように、子どもたちに配っていただけたらなというふうに思うわけでありますので、その点について、お考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、町のホームページからの啓発を拡充をしていっていただきたいと思っております。若者が多く目にするツイッターとかフェイスブックなどで、24時間態勢で啓発を周知をしていくという、こういうことのお考えをお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） ちょうど、今、夏休みが終わりまして、長期休養明けが、やはり、そうした事例も多いということも含めまして、また、3月までにということの御指摘もそうした時期のことも踏まえての手帳の配布ということを御提案いただけたと思っています。前向きに、また、考えさせていただきたいと思っております。

今、文部科学省のほうからは、教師が知っておきたい子どもの自殺予防というような、平成21年に出されたものもありますので、こうしたものも使いながら、さらに研鑽に務めてまいりたいと思っておりますし、子どもたちということも御提案につきましては、また、内部で考えさせていただけたらというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 自殺啓発の広範な啓発ということでございます。

現在、広報等のお知らせ、それから、民生児童委員の方たちにより啓発物品の配布等々が中心活動になっておりますけれども、町のホームページを使って、そういうところにリンクをするというようなことにつきましては、内部的に検討をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 町のホームページから、フェイスブックもかなり活発に発信をされているようでございますので、そういうところもこの3月でもあります自殺対策の強化月間、また、啓発の週間、これらを合わせて、やはり、若者が目にするところへはりつけていっていただきたいというふうに思います。

内閣府が、去年公表した自殺対策白書によりますと、過去、約40年間の18歳以下の自殺者が、多くの学校で夏休み明けとなる9月1日が、1年間で最も多いと言われております。

ことしの5月、東京都で中学2年生女子2人が手をつなぎ自殺、8月には、青森県で8月末、始業式前後に中学生2人が自殺をした報道がなされました。

去年11月には、名古屋市の西区で中学1年生が自殺をしております。私も知人の親族であります。今年度、2人自殺をしました。

これは、町外でございますが、やはり、それを聞いたとき、すごく私も苦しみましたし、ショックでございました。もう少し早く何とか聞いてあげられなかったのかなという、そういう思いをいたしました。

親族の悲しみ、心を思うといたたまれません。

救える命があることを、自殺を踏みとどまれる環境があることを、やはり、伝えていくことが大切であるというふうに思います。

全国のフリースクールなど、91団体が加盟するNPO法人、フリースクールネットワークなどが、ホームページで自殺防止に向けた活動に取り組んでおります。また、さまざまな支援事業、心の健康相談統一ダイヤルの拡充周知や、自殺の背景にある多様な要因があることを踏まえ、支援を必要としている人に適切に対処できるようにすること、また、自殺予防週間を通して、全ての所属職員に対しても本週間の趣旨等を周知徹底をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

本当に窓口の人、1人、2人ではなくて、その携わる多くの人たちを、やっぱり職員の意識を変えていく、これも大切ではないかなというふうに思いますので、ぜひとも、その趣旨を周知徹底していただくことをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ただいま、議員から御提案がありましたとおり、本日は、福祉部関係と教育で回答をさせていただきましたけれども、このような部署にこだわらず、全職員、民生委員、教員など、全ての職員が自殺の危険を示すサインに気づく、気づいたならば声をかける、命を守る行動がとれるような体制づくり、啓発活動につつま

して、強力に展開していきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 15番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時07分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 通告してあります、2件について、順次、質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、介護保険の総合事業の取り組みについてであります。

介護保険の改定で、これまで要支援1、2の方へのサービスである訪問介護と通所介護が、市町村が実施する新しい総合事業に移行することになります。

この新総合事業による介護予防、日常生活支援総合事業については、要支援の人たちを介護保険から外し、ボランティアなどの支援に置きかえるものではないか、これまで、全国一律の基準で専門職による介護サービスが保障されていたのが、受けられなくなるのではないかという不安の声が広がっております。

町は、議会答弁では、今までどおりのサービスを提供すると言っております。

そこで、改めて現行のサービスを介護や支援を必要とする人に提供することを求めるもので、以下、順次、問うものであります。

まず、1点目に総合事業は、2014年の地域医療、介護総合確保法による介護保険法改定により地域支援事業が大幅に再編され、新しい総合事業がつくられ、旧総合事業のように任意ではなく、予防給付の見直しとセットで、平成27年度から平成29年度に必ず全市町村で実施されることになったものであります。

幸田町では、平成29年度から移行するという進められてきたものでありますが、これまで整備を進めてきた経過について伺うものでありますし、また、基本的な考え方について伺うものであります。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 介護保険の総合事業の関係でございます。

まず、法の改正経過でございますが、平成24年の介護保険法の改正で、介護予防事業の中に介護予防、日常生活支援総合事業が位置づけられました。

実施につきましては、市町村の選択ということに任されておりましたけれども、平成27年4月の改正で、新しい総合事業へと発展的に見直されたということでございます。

平成27年4月以降、3年間の移行期間を経て、平成30年度からは、完全に市町村事業として制度化に確立されたということでございます。

幸田町では、近隣の状況に合わせて、平成29年度からの実施に向けて準備を進めてきたところでございます。

なお、この総合事業につきましては、ボランティアや地域組織、民生委員等を含めました地域資源の活用をなくしては、多様な事業が展開できないため、その組織づくり、

合意形成を図ってきたところでございます。

具体的には、げんき会を支援をしてくボランティアの養成を含めまして、げんき会の実施を行ってまいりました。

また、見守りの担い手に期待するということで、認知症サポーターの養成講座ですとか、多くの住民の方に福祉介護に理解を深めていただくために、福祉出前講座の開催でありますとか、地域ボランティア、見守りの担い手づくりに理解をいただくため、学区ごとでございますが、区長さんや民生委員さんに参加をいただきまして、福祉座談会等の開催をしてまいりました。

また、事業的には、介護予防の中心となります一次、二次予防講座、それから、フォローアップ講座等の開催を含め、開催をしてまいりました。

認知予防のつながる若年性認知症カフェの開催についても、今年度、進めてきたところでございます。

総合事業の平成29年の実施に向けまして、現在、急ピッチに着々と進めてきているというところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ボランティアや民生委員などの組織づくりに一生懸命頑張ってきたよというふうに言われます。

しかしながら、今回の新総合事業の中で、町は、今まで何て言われてきたかということでございます。

現行のサービスを引き続き実施をしていくよということでもあります。

現行のサービスというのは、専門職によるサービスでございます。ホームヘルパーの派遣や、あるいは、デイサービスが今までどおりに行われるかと、その他、ほかにも、今回の改定によって、見守りや、あるいは、げんき会など、こうしたボランティアによるサービスの確保というものも合わせてやっていくというようなことでございますけれども、しかしながら、私が、今、今回、お願いをしているのは、現行どおりのサービスの確保ということでございます。

介護保険制度は、保険ですので、加入者は保険料負担の義務を負い、要介護、要支援認定をされてたときは、保険給付サービスを受けるという仕組みが、この制度の根幹であります。

しかし、この今回の総合事業、これは、事業でありますから、保険から外れ、給付の対象ではなくなります。

地域支援事業を実施する市町村が、基準を定めてサービスを提供するものでありますので、先ほど、説明があったように、いろいろな組織づくり等も急ピッチで進められる、それはそれで結構でありますけれども、基本的に、現行のサービスの形を維持するのか、事業所の基準や報酬など、あるいは、単価設定する必要があるわけであります。

また、利用料金はどうなるのかなと、このような不安もあるわけでありまして、こうしたことで答弁をいただきたいというふうに思うわけであります。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 平成29年より取り組みます新たな総合事業でございます

けれども、これも、あくまでも大きなくくりとして、介護保険制度の中の事業でございます。

そのため、事業実施のための財源につきましては、今までどおり、率は変わってまいりますけれども、国、県、市町村、そして、介護保険料で運営するということとなります。

しかし、制度改正の中で、改正前の予防給付の中でも、介護予防訪問介護、介護予防通所介護につきましては、介護予防サービスから総合事業の訪問型サービス、それから、通所型サービスとして移行するところが、現行サービス体系との大きな違いになってまいります。

また、訪問型サービス、通所型サービスともに、従年のサービス事業所との契約による現行の介護相当のサービスとして、新たな地域支援として活用するということになっております。

そのほかにも多様なサービスに区分されますけれども、現行の相当サービスが利用できるという点につきましては、利用者にとっては安心をして、今までと同等なサービスが受けられることになるというふうに考えております。

介護保険制度の中での総合事業としてのサービス項目が、ほかのボランティアを含めまして、サービス項目がふえるというふうに考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 総合事業は、市町村任せの制度であります。

しかしながら、国がガイドラインを示しているわけであります。

このガイドラインは、多様化するサービスの例などを示していますが、幸田町では、どのように平成29年度から実施をしていくおつもりなのか。

例えば、先ほども言われましたように、現行相当のサービスということで、事業所と契約をしながらやっていくということでもありますけれども、このガイドライン、これによりますと、4タイプ示されているわけであります。

そこでお聞きをするわけですが、平成29年度に向けて、現行相当のサービスも維持をしていくということでもありますけれども、これは、事業所との話し合い、あるいは、単価契約に基づいて行うわけでもありますけれども、しかしながら、この単価が従来の保険給付の単価よりも低い設定になってくるわけです。

ですから、その辺がどう理解が得られるのか、その準備をどのように進められているのかを伺いたいということでございますし、また、同時に、厚労省が示しているこのガイドラインにつきましては、幸田町は、どのタイプでいくということなのか伺いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 国が示しますガイドラインにつきましては、大きく3つの要件がございます。

多様化するサービス提供の仕組みを定めておりますし、介護予防の推進を律するというところでございます。

それから、住民主体のサービス利用、重度化の予防など、総合事業に関する補足的な

項目のほか、サービスの分類ですとか、サービス利用の流れ、それから、総合事業の制度的な枠組みを示しているところがございます。

したがって、このガイドラインに基づき、いろいろな基準、単価等も設定をしていくことになるわけですが、まだ、このところについては、実は、国から正式な詳細の中身というのが示されておりませんので、今の段階で、どのような単価をもって来るか、負担割合についても、市町村で決めることができるようになっておりますので、その辺のことについても、現在のところでは、まだ、お伝えするようなことがないというふうに、状態でございますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

総合事業の制度的な枠組みの中で、介護予防生活支援サービスの実施方法ですとか、サービスの基準、サービスの単価、利用者負担、給付管理等がされておりますので、もちろん、市町村独自の社会支援の活用や、特殊化によるサービスの取り組みなど行うことによりまして、新しいサービスも市町村独自のこともできるようになっております。

サービス事例も含めまして、国のガイドラインの指標に基づきまして、総合事業を展開する予定でございます。

具体的なその何をするかという点につきましては、今、先ほども言いましたように、いろんなボランティアさんの協力を得ながら、いろんなサービスを展開するというところで、今、その構築づくりでございますので、詳細につきましては、もう少し固まりました段階で御報告をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成29年4月から新しい新総合事業に移行をするということがありますね。

平成27年から29年までの3年間、この期間の中に準備を設けながら経過期間の中で取り組んでいくというようなことで、先取りをしてモデル事業として取り組んでいるところもあるわけです。

そうしたところで示されているところが、先ほど言いました、厚労省のガイドラインが示している中で、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービス、幸田町は、これをやっていきたいということもニュアンスとしては言われているわけですが、これは、担い手としては、現行の事業者ということで基準緩和型Aというような形であります。

サービスB型、C型、それぞれある中で、幸田町はどのような形の中で実施をしていきたいという基本的な姿勢をもっておられるのか、そこを聞きたいわけでありまして、いろいろ言われるわけでありまして、社会支援の活用、これも合わせてやっていくということも出てきておりますので、実際、現行のサービスを維持をするというその考え方は、どこに基づいてきているのか、この考え方をお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 少し具体的にということですが、現行の訪問介護相当のサービスにつきましては、議員が言われるとおりの、現在のサービス事業所との契約の中で受け入れをしていただくということでございます。

単価につきましては、詳細は決まっておりませんので、御報告できませんが、議員の

言われるように、現行の介護のサービス単価よりは下がるということだと思います。

これにつきましては、人員を減らすということではなくて、例えば、人員が看護職でなければいけないのを介護職でいいとか、兼務でなったりとか、そういうような若干の緩和が行われて受け入れがしやすくなるのではないかと考えておりますので、その辺の、実は、単価が示されていない中、事業所との直接の交渉をまだしておりませんので、どこの事業所がというのがお答えできないのが残念なところでございます。

それから、多様なサービスとして、先ほど申されましたサービスA型とかB型、C型、いろいろございますけれども、緩和した基準によるサービスでいければ、訪問介護でいけばシルバー人材センターなどを使った訪問介護型サービスの実施でありますとか、生活支援サポーターによる、これは、ボランティアに近いと思いますけれども、そういう方を活用した住民主体による訪問型のサービスの実施、この辺は考えてございます。

また、通所型では、多くの通所介護事業所がございましてけれども、先ほどいったような状況で、契約を交わしながら、より多くの方が御希望されるサービスを使っていただくように配慮をしていくつもりでございます。

ただ、町としては、通所サービス型の中でもA型といわれますようないきがいデイサービス、幸田町が老人福祉センターで実施しておりますいきがいデイサービス等も活用しながら、この事業に含めながら、事業展開をしていく、このように思っております。

また、通所型になりますけれども、いろいろな新設されるサービスが、今、いろんなところで起ち上がっているわけでございますけれども、例えば、公文式による脳の健康教室とかいうような事業展開も考えられているところでございますので、より多くのサービスが、住民の方に提供できるような体制を組んでいくというのが、現在、お伝えできるところではないかと思っております。

また、その他の生活支援サービスにおいても配食サービス等も含めまして、現在は福祉レベルで配食サービスをさせていただいておりますけれども、総合事業の中に、配食サービスをどうやって取り入れていく、こういったことも含めまして、今後、短い時間でございますけれども、検討して、より厚いサービスを提供するような体制を組む予定でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いろいろ申されるわけでありましてけれども、要は、現行サービスを確保すると言いながら、緩和型、今までのサービスは受けられないということが、今の答弁で明らかになるということではないですか。

実際、現在の専門職によるサービスは受けられないということは、幸田町の姿勢であるというふうに捉えていいのかということでございます。

それから、今回は要支援の1、2であります。

そして、その要支援1、2につきましては、これは、チェックリストによって判定をしていく、しかしながら、希望すれば要介護認定が受けることができるということでありましてけれども、実際にこのチェックリストを実施するのは、どこになるのかということでございます。

幸田町は、この判定については、どのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） まず、サービスの提供でございますけれども、あくまでも相当ということであれば、従来の介護サービスとは異なるわけでございますけれども、内容につきましては、あくまでも専門職も含めましたサービスの提供が行われる、要支援の方の一部のサービスが総合事業に移行しながら、新たなサービスがそこに加わるといふふうに御理解いただければ、利用者にとっては、決してマイナスではないというふうに考えているところでございます。

また、チェックリストの活用でございますけれども、これにつきましては、要支援の方だけがチェックリストを使うということではございませんで、明らかに介護が必要な方については、チェックリストを飛ばして、直接、介護申請ができるわけでございますけれども、その辺の中でお話をする中で、御本人のサービスを何を要望されているかによりましては、チェックリストを活用しながら認定審査を経ずに利用のほうにつなげるという点で、チェックリストの活用はあるのではないかと思います。

現在、どこでやるかということにつきましては、2つ、福祉課の窓口、それから、地域包括支援センター、この2つを考えておりますけれども、サービスにつなげるという点でいけば、包括支援センターのほうで、このチェックリストを使いながら、その方にあったサービスを認定を通さずに使っていくというような形と、チェックリストの内容によっては、認定審査のほうに回る方もおみえになりますし、当初から、介護サービスを使う状況であるというお申し出があって御希望がある場合については、認定審査のほうにも回るわけでございますので、必ずしもこのチェックリストで割り振るといふような考えではなくて、利用者の方の希望に合わせた形で、このチェックリストを使ってサービスのいき先を考えていくというふうに担当としては思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そのチェックリストによる判定ですけれども、チェックリストの場合で要介護認定をしなくてサービスを受けられるというようなことで、事業のほうに回されるということでございますので、そうした点でいえば、やはり、希望者には、きちんと説明をしながら、要介護認定を希望する人には、きちんと認定を受けてもらうというようなことを、まず、やるべきではないかというふうに思いますので、そうした姿勢であるということでございます。

そういう点でいえば、包括できちんと相談体制を整えながらやるべきだというふうに思いますので、その点で、そういうふうで理解してよろしいかということでございます。

次に、総合事業については、上限が定められているわけでありまして、この上限の問題というのは、どのように考えているのかということでございます。

サービス提供できるのか、どうなのか、この点について、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） チェックリストの活用につきましてでございますが、議員が申されるとおり、包括が行うのがサービスにつなげるという点では、非常に効果的で

はないかと考えているところでございますので、そういうような体制につきまして、詳細について、今後、詰めていきたいと、このように思っております。

また、総合事業の上限の問題でございますけれども、総合事業の仕組みといたしまして、総合事業費の上限が決められております。

これは、事業開始の前年度の予防給付費と、それから、介護予防事業費の合計額に75歳以上の高齢者の伸び率を乗じた額を総合事業費の上限とするということが決められております。

これは、サービスの単価の設定ですとか、サービス供給量によって左右がされるということでございますので、今後の調整課題であることについては、間違いはございません。

ただし書きにおきまして、上限を超える場合は、個別に判断をする枠組みを設けるといっても示されておりますので、いずれにいたしましても、上限でサービスをおさえるということではなくて、総合事業が円滑に実施できるという一つの方向の中で行うという上限の問題について受けとめていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど言われましたように、この前年度の分が基準になるわけでありまして、今、他市の事例で言えば、平成27年度に移行したほうが10%特例というのがあるわけございまして、そうした点からすれば、前倒しでこの総合事業に移行をしている自治体もあるわけですが、幸田町の場合、そうした平成29年度に移行することによって、今年度の保険給付費が、その算定となるわけでありまして、そうした点で言えば、基準額が特例が使えないということで、枠組みがおさえられるということになりはしないかということでございますが、そうした点ではいかがかということでございます。

それから、要支援者につきまして、今の人数、要支援1、2の人数と、これからの見込みでございますが、そうした点で、今の人数をお答えいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 総合事業を前倒しで行うことによって、総事業費の上限がふえるということでございますけれども、本町によりましては、まだ、十分、その事業移行をしたとしても、サービス料の確保というのが、現時点では行われておりませんので、今の段階で前倒しというのは、なかなか難しいということで、近隣の状況を見まして平成29年に実施をするということで、現在、いろんな事業を展開をしているというところでございます。

新たな事業以外にも介護予防事業費というものの加算もございまして、そういう点では、うちについては適切に実施をしているというふうに思っておりますので、この金額について、どのようになるかについては、もう少し状況を見ながら、金額についての確認をしていきたいと思っております。

もちろん、先ほど申しましたように、サービス単価の設定ですとか、サービス供給量によって、左右されるわけでございますので、上限よりもサービス内容についての充実

を図っていくというところに視点を置いていきたいと思っております。

あと、要支援の現在的人数でございますけれども、平成27年度末の数字でございますが、要支援1の方が151名、要支援2が81名、計232名の方が要支援の認定を受けているところでございます。

全体の流れとしまして、平成25年度が総計で232名、平成26年度が230名でありますので、今後も大きな変動はないと見込んでおりますけれども、総合事業で要支援等の認定を受けなくてもチェックリストによりサービスを利用できるという方もおみえになることを考えますと、この辺の数字については、これからの制度の運用によるものではないかと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この先ほどから上限の問題を言っておりますけれども、この上限が保険給付費の3%というようなことが決められておりますよね。

そういう中で、先ほどは、上限よりもサービスの内容をよくしていくのだよというふうに言われますけれども、この多様なサービスというのが、いろいろと社会支援の活用と言いながら、非常に今までどおりのサービスが受けられないという中で、サービス切り捨てにつながるのではないかとということが懸念されるわけでありまして。

そうした点で、本来、今まで自立をしていくためにも、ホームヘルパーさんの派遣を受けたり、あるいは、デイサービスで日常を過ごしたりということが受けられなくなる、そのかわり、ボランティアによる訪問、あるいは、げんき会でちょっとした体操を行うとか、そういうようなサービスに置きかえられてしまうというようなことがあるわけです。

そうした点でいえば、明らかに今までのサービスとは違うということになりますよね。

そうした点で、この上限よりもサービス内容を充実するというのは、どういうことかということでございます。

この上限、現在の保険給付費、これの3%というのは、どれくらいの事業量になるのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） サービスの内容の低下というのを御懸念されているところでございます。

これにつきましては、やはり、新しい事業が展開されるということでは、皆さん、それは、御心配されるということだと思いますけれども、町といたしましては、サービスの低下のないように、いいサービスをそろえるという点での力を入れているということで御理解をいただきたいと思っております。

あと、上限で3%ということでございますけれども、全体給付費の3%というのが一つの指標になっております。これは、給付費になりますので、ちょっと上限の感覚とは違うかと思っておりますけれども、大体、3,000万円から3,500万円ぐらいが3%に相当するのではないかとこのように思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、現在、要支援1、2の人が受けている訪問介護と

通所介護、これの現在の事業費と比較をするとどうなるのかということですが、その点については、試算をされているのか、どうなのかをお尋ねしたいと思います。

次に、この総合事業を行う上で、国や県、町の負担があるわけでありませけれども、この負担割合についてお答えいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 現在のサービス事業費との比較というのは、現在、ちょっとしておりませんので、もう少しお時間をいただくか、後ほど、また、試算ができましたら御報告をしたいというふうに思っております。

あと、国、県の負担の関係でございますけれども、介護保険事業制度そのものは現行と、負担というのは、国、県、町の負担があるということについては、変わらないわけでございます。

受益全体の負担につきましては、今、言われておりますのが、国庫負担が約20%、それから、県が12.5%、市町村が12.5%というふうに言われております。

また、国庫負担差額として、5%は調整交付金として交付される予定ということになっておりますが、この5%の内容につきましては、これから、国のほうに示されるといふふうに思っております。その差額については、保険料で賄うということになります。

現行の介護予防事業費との違いにつきましては、国庫負担金が25%、調整交付金等がなく25%という形で負担になっておりますので、ここが現状と新しい総合事業との負担の違いかと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国の負担は、現在は25%、今回の新しい総合事業の中では、負担割合は変わらないと聞いていたわけですが、国が20%、それと5%は調整交付金ということになれば、幸田町にとってはどのようになるのか、国の負担が減ってくるのか、その点については、まだわからないということになると、予算がどうなるのかという、町の負担がもっとふえて、例えば、この移行するための費用が組めないということになるのか、この点について、お答えがいただきたいと思います。

次に、国のほうは、現在は要支援1、2の訪問介護と通所介護を保険給付から外すわけですが、今度、計画をされているのが、要支援どころではなくて、要介護1、2の保険外しというのを計画し、そして、来年の通常国会に挙げていくというような大改革を行おうとしている中で、やはり、今回のこの総合事業をどう市町村が充実をさせていくかということが一つのカギにもなってくるかというふうに思うわけがあります。

しかしながら、現在、今の部長答弁を聞いておりますと、とても不安になってくるわけがあります。

現行相当と言いながら、今までのサービスが維持できないというようなことがどんどん明らかになってきている、また、同時に、事業所とも調整もしていないというようなことからすれば、実際、町は、やる気があるのかと、要支援1、2の人たちのサービス確保ができるのかというふうに思わざるを得ないわけでありまして、その点について、どのように進めていかれるおつもりなのかお尋ねしたいというふうに思います。

要支援1、2のサービスが現行相当といいながら、現行どおりは進められないという

ことが、どんどん明らかになってくるわけでありますが、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） まず、財源の関係でございます。

これは、5%の取り扱いがどうなるかによって、大きなところになるかと思いますが、先ほどいいましたこの内容については、確定のものについてはきておりませんので、今、ちょっと正確なお答えができないということでございます。

ただ、基本的には、国が5%を含めまして4分の1、県、町で4分の1、ですから、後の半分というのが1号被保険者の方の保険料で賄っていくというのが、基本になるわけでございますので、その点については、そのパーセントが左右した場合は、そちらの負担が変わってくるのではないかというふうに思うわけでございます。

あと、要介護1、2の今後の動向については、まだ、正確なものはこちらのほうに届いておりませんので、町として、この件についてちょっとコメントができないのが現状でございます。

ただ、新しい総合事業の開始に向けまして、現在、取り組んでいるところでございます。

現在の介護のサービスと全く同じという点では、もちろんサービスそのものが異なってくるわけでございますので、同じということにはならないわけでございますけれども、利用される方が現行と差異を感じないようなサービス提供というのが、私らの目指すところでございまして、今後、いろんな基準、価格等々が決まってくる段階で、早期にその体制については進めて、充実した総合事業という形に向けていくというのが、現在のところでございます。

正直言いまして、平成29年のスタート時に、100%で船出ができるかという点については、若干、難しいところもあるわけでございますけれども、制度を動かしながら事業所ですとか、地域ボランティア団体等の協力調整も含めまして、早期にこの問題については充実させていくということについては変わりないところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 名古屋市が、平成28年6月からモデル事業として新しい総合事業を開始をしております。

そういう中で、住民に対してもきちんとお知らせもしながら説明もしているわけでありまして、この介護予防生活支援サービス事業につきましては、いろんな取り組みもしているわけでありますが、そうした点で、名古屋市とは、規模も違うわけですし、また、事業者数も違います。

また、ボランティア団体等も大きな市に比較をいたしますと、幸田町ではまだまだ育っていないという状況の中で、この新しい総合事業を始めなければならないということから考えれば、非常に厳しい船出だなというふうに思うわけでありまして。

そうした点で、まだ、幸田町では、体制づくりも決まっていない、事業所等の話し合いも進められていないということからすれば、なかなか厳しい状況ではありますが、この目途というのは、どれくらいになるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） まだ、詳細についての国のガイドラインが示されていないということで、町としては、十分な動きができないという現状でございます。

このガイドラインにつきましては、聞くところによると秋口ぐらいには出るというふうに聞いておりますので、そこからスタートでは遅くなりますので、いろんな状況を把握しながら示された段階で、即動けるような形で体制を組みながら、当然、住民の方には、サービス内容については説明をしていかなければいけないので、その期間を十分にとりながら事業を運営をしていくということでございます。細かいスケジュールについては、ちょっと御報告できないのが残念ではございますけれども、担当としては、秋には確実なものを御示しできるのではないかと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） もう初秋でございますので、秋に突入しようというころであります。

そうした点で、私はまずは、介護事業者、この把握説明、あるいは、話し合い、これも持つべきだというふうに思いますので、ぜひとも、そうした点で住民に不安を抱かせることのないような取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

次に、北部中学校の増築計画についてお伺いをいたします。

北部地区は、区画整理事業や住宅開発などによって、人口増加が進んでおり、幸田小学校の児童数増加で二度にわたる校舎増築が、現在、行われている状況であります。

児童数の増加は、その後、北部中学校へと移り、教室不足となることから、平成27年11月13日、総務委員会調査会が開かれております。

資料によりますと、現在、北部中学校のふつう教室は、17教室であり、特別支援教室を半分にしてやっても18クラスが限度ということになっております。

平成32年度は、20クラスとなり、教室が不足する予想であります。また、生徒数の推計から、平成37年度には、生徒数が約800人、23クラスがピークと予想されることから、増築教室は6教室プラス少人数指導教室3から5クラスという試案が出されておりました。

平成28年度の教育概要では、学級数は1年5クラス、2年4クラス、3年4クラス、特別支援2クラスの15クラス、450人となっております。

そこで、平成28年度となり、改めて生徒数の推移と、それから、不足する教室数の見込み、予想数などについて伺うものであります。答弁をお願いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 総合事業を進める上で、介護事業所等との連携を十分とっていくという御指摘でございます。

この点については、議員申されるとおりでございますので、事業におきましては、町内、また、町外の事業も含めまして、十分な調整を図っていく予定でございます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 北部中学校の児童生徒数の推移、それから、不足する教室数の見込みにつきまして、年度が改まりましたので、この7月に改めて試算をいたしました

ことにつきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

平成28年5月1日現在のクラスにつきましては、先ほど、議員御紹介いただきましたように、15クラスの450人であります。ピークを迎えますのは、平成37年で、生徒数につきましては、764人、クラス数は23クラスということになります。

平成27年度に総務教育委員調査会でお示しをいたしました資料より、生徒数では、12名減となっておりますけれども、クラス数の23という想定数値には変わりはないところであります。

また、不足する教室数につきましては、平成32年4月時点で、生徒数が593人、19の教室が必要となりまして、現状の最大配置可能数の教室が18ということになりますので、やはり、このときにもお示しをいたしましたように、平成32年4月の段階では、教室が不足する事態になるというふうに想定をしたところであります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次に、試案によりますと、1階がピロティ構造で、2階が3教室、3階が3教室の6教室を既設校舎と接続するという案が出されております。

この増築に伴う予算規模について伺うものであります。そうした試案での規模の計画では、どれくらいになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この調査会の折に、試案ということで出させておるところであります。

具体的に、今回の増築に伴う予算規模ということの御質問でありますけれども、現在、この事業費につきましても、基本設計の中で詳細な検討を行うという段階でございます。まだ、今の段階で、どのくらいのものになるかというのは、まだ、不明ということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この試案の改修計画、増築計画では、まだ、3規模はまだまだだということですが、この試案の中でもちょっと問題も出てきておまして、10月28日の北部中学校の校舎増改築の準備委員会の事前打ち合わせ会の資料が出てきております。

その中で、意見として出されている中に、町のほうから出されているのが、増築部分の教室については、20年間のメーカー保証のついたプレハブ建設も含めて検討中、こういうことが出されております。

また、住民の方から、これは、電話があったわけでありまして、北部中学校を訪問した際、増築はプレハブで建設をするということが、これは、公の話題として出てきておまして、ちまたでは、そのようなことも言われているわけでありまして。

それが、学校側から出されているということにつきましては、これは、大きな問題ではないかと、まだまだ、これは議会の中にもそのようなことも基本方針としても出されていない、そういうことが、既にもう地元のほうでは、プレハブ校舎を建設するというようなことが出されているという、これは、本当でしょうか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、最初に、北部中学校建設準備委員会の事前打ち合わせ会の中で、これは、平成27年10月に行われたわけでありましてけれども、委員の中から出たところが、今の発端ということでございます。

このときに出ました意見につきましては、御承知のとおり、北部中学校の敷地の中には、私ども幸田町が所有権を持つ土地のほかにお借りをしている土地もございます。

その借地部分にこうした建物がかかるような場合につきましては、土地所有者の意向においては、借地をそのまま継続してなら、そうした建物を建てることについて、ある程度理解ができるかというような前提の話の中で、例えば、借地の上に永久建築物が建てられるかどうかというような話の中から、こうした軽量鉄骨をというような話が出たということでございます。

それが、もう本当に一般的に公になっておるかということの御質問でございますけれども、前提として、今、申し上げたような状況の中で、例えば、そうした土地の上に、建築をしなければならない状況下に置かれた場合には、軽量鉄骨でという前提の一つの検討案の選択肢の中に入れていくということも建築準備委員会の中では、委員の中にもお話をさせていただいております。

その委員の確認は取れているということございまして、まだ、幸田町として増築を軽量鉄骨で行うということを決めたということではございませんので、御理解を頂戴したいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 理解をお願いしたいと言われましても、このプレハブ校舎が建つのだよという、そういうことが出ているわけです。ですから、そういうのが耳に入っている。議会はどうなっているのですかということをおっしゃっているわけです。

そういうことが、言われているということは、もう既にプレハブ校舎を建設をすることがひとり歩きをしている、こういう現状があるということは、実態として認識する必要があるということでございます。

そこで、この校舎を増築に当たっては、この借地部分に建設をするというような計画であるから、これが、難しいというようなことでプレハブを増築をしたいというようなことが出たということでありましてけれども、しかしながら、このプレハブ校舎というのは、いろいろ調べましたけれども、やはり、これは仮校舎としていろいろ対応している実態があるわけですが、この20年間の耐用年数が確保できればよいとする考え方、なぜ、これができるのかということでございますが、その点について、答弁をいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、そうしたお話が、皆さん方が先行して今度の増築内容がそうした構造のものであるということで、多くの方がおっしゃるということにつきまして、私どもも責任があるのかなというふうに思っているわけでありましてけれども、今、基本設計の中で、あの北部中学校の校舎のエリアの中で、どういう形で動線も含めて増築箇所をつくっていくかという検討を、今、しているところでありますので、まだ、決めかねている状況であります。

そうした中の仮に先ほど申しましたような状況のところ建つのであれば、また、そういうある種ではない軽量鉄骨も考えざるを得ないから、その検討の材料の中には、軽量鉄骨も含めて設計を出していただくような依頼も設計の中に入れているのは事実でございます。

ですから、プレハブありきということではなくて、あくまでも選択肢の中の一つということで御理解をいただければというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 要は、この借地部分が、一番のネックということのようでございます。

しかしながら、そこに建設をするのが、借地部分に増築校舎を建てるということにしても、例えば、全体を考えた場合、これは、既設校舎も含めて返されないところにあるわけですね。北部中学校のエリアの中に、2名の借地部分があるということは、前々から問題になっておって、こういうこと、これは、建てようが建てまいが、返されない物件であるということは、これは、間違いのない事実であります。

ですから、これは、言いわけにすぎないというふうに思うのです。

もしも、RC構造で建てるとするならば、これは返して違うところに建てるという、こういう選択肢しかできないという考え方になるわけですが、しかしながら、現在の北部中学校をこれからもずっと継続させるとするならば、これは、増築しようがしまいが、返せられない物件であるのですよね。

ですから、単なるプレハブでよいとする考えということにはつながらないというふうに思うわけであります。

何らどういうふうに使おうと、建築、軽量鉄骨であろうが、RC構造であろうが、これは、借りているところに建てようが、これは、全体のバランスを考えた場合は、避けて通れない問題ではないかというふうに思うわけであります。

もしも、この借地部分を返さなければならぬというような、例えば、訴訟、あるいは、地主が返せと言われた場合は、これは、北部中学校全体を移転しなければならない問題に発展してくるわけでありますので、そうした点が、教育委員会として、プレハブ校舎も一つの選択肢だということになるのは、これはおかしいのではないかというふうに思います。

そこで、軽量鉄骨と言われますが、いわゆるプレハブ構造でありますよね。これは、規格品でございます。今まで、いろんなところの自治体が仮校舎として、このプレハブ、要は、ユニットハウスでございますが、規格品のものを建てている、それが、長期間にわたる場合、いろんな問題も出てきているわけであります。

まず一つが、改修しにくい、それから、この生徒に格差を持ち込むもの、それから、このプレハブ校舎につきましては、壁が薄い、隣の教室の音が聞こえてしまっていて授業に集中できない、こういういろんなデメリットもあるわけでありまして、また、夏場は暑くて耐えられない暑さになってしまうと、こういうようなことも言われているわけであります。

そうした点で、果たして、借地のところに建てなければいけないからプレハブでいい

という考え方になぜなるのかということですが、この点について、再度、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 前提といたしまして、その借地の上に建てるという、まだ決めたわけではないということは、一つおさえていただきたいと思います。

もちろん土地をお返しするわけにはいきません。敷地の中の一部に入っておりますので、そうしたことは考えておりませんし、また、現実にも西尾にも阿久比町にもそうした校舎ができていくということも事実でありますし、まだまだ決めかねたものではありませんので、さらに設計業者とも詰めていくという段階でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、この軽量鉄骨で建設をする、いわゆるプレハブ校舎にした場合の予算は、どれくらいになるというふうに踏んでおられるのかということですが、どうでしょうか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） これも参考ということで、西尾の場合で申しますと、約990平米の2階建てということで、ちょっとクラスの数まではあれですけども、概算で2億円ということで進められているというのも一つの参考になるかなというふうには思っております。

まだ、具体的にそうした計算見積もりもしたというものではございません。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一つの選択肢の中に、プレハブ校舎を建設をするという、こういうことも基本計画の中に入れられているということは、私は問題だというふうに思いません。

やはり、今まで事例のない、そういうところ、事例のないことでもありますし、また、同時に幸田小学校が、現在、校舎を増築をしているわけでもあります。

そうしますと、待ち受けているのが北部中学校ではプレハブ校舎と、これは、子どもたちに大きな影響も及ぼしてまいります。

そうした点で、やはり、きちんと耐用年数の、また、耐震構造、これは、プレハブ校舎もそうありますが、やはり、きちんとした校舎を建設を進めていく、この姿勢こそ必要ではないかというふうに思うわけでもあります。

そうした点で、そういう姿勢に立てないのかということですが伺いたいと思っております。

また、中学校は、地域の防災拠点にもなる施設であります。そうした点で、これから考えるとすれば、そういうことも念頭に置きながら、建設を進めていくべきではないかというふうに思いますけれども、そうした点でいかがでしょうか。やはり、教育施設の財政切り捨てはすべきではないというふうに思うわけでもあります。

そうした点で、答弁がいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） ここで、理事者に申し上げます。

答弁時間が残り1分となりました。簡単明瞭でお願いをいたします。

教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 教育環境の整備につきましては、本当に私どもも子どもたちのことを思ってやっているつもりでございます。

また、防災拠点という点につきましても、同様な考え方を持っておりますので、整備につきまして、そういうことも視野において考えさせていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今の答弁のとおりであるならば、私は、きちんとした校舎を建設をすべきだと思います。

また、同時に、体育館の改修というものも出てきております。そうした点で、やはり、この体育館の改修工事についても工法等がいろいろ比較表も出されてきている中で、全体的な北部中学校の改修、これを総合的に考えながら、同時に防災拠点になる施設として、とりわけ北部地域は幸田町の中では、液状化現象が想定される地域でございます。

そうした点で、中学校の施設は、地域の防災拠点、この考え方も取り入れながら、総合的な計画にしていくべきだというふうなことを主張して終わりたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 御意向に少しでも近づけるように、また、業者とも相談をさせていただきながら進めさせていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問の終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、9月9日金曜日、午前9時から再開いたします。

本日、一般質問をされた方は、議会だより原稿を9月13日火曜日までに事務局に提出をお願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

冒頭、申し上げましたとおり、議会運営委員会を、本日午前11時15分から第2委員会室で開催をいたしますので、委員の方は、御出席をお願いいたします。

本日、長時間にわたり大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

散会 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成28年9月6日

議 長

議 員

議 員